

# 時評 「マイナ保険証」強制の違憲性



獨協大学名誉教授  
右崎正博

昨年10月13日、河野デジタル担当大臣は、2024年秋に現在の健康保険証を廃止し、個人番号カードと健康保険証を一体化させた「マイナ保険証」に統一するとの方針を明らかにした。しかしながら、そのような決定は、いくつかの点で違憲の評価を免れないと思う。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)は、個人番号カードは住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき地方公共団体情報システム機構が発行し、市町村長が申請に係る個人番号カードを交付すると明記している。これは、「任意取得」が原則であることを明らかにしたもので、個人番号カードを所持することによる利便性と危険性を比較衡量して、各人が取得するか否かを定めるというものである。

日本では国民皆保険制度を採用しているので、「マイナ保険証」に一本化するということは、事実上、国民に対して個人番号カードの取得を義務づけるに等しいことであるから、本来は法改正が必要であって、担当大臣の思い付きで決めてよい事柄ではない。法律によらずにこのよう

な義務を国民に課すことは、適正手続の保障(憲法31条)に反するだけでなく、立法権(同41条)をも篡奪するものである。

11月28日に、総務省は、個人番号カードの交付率が国民の53.5%(申請率は60.1%)になったと発表した。交付率が80%を超えたところを見計らって番号法を改正し、個人番号カードの取得を義務づけようと政府が考えているのではないかとの観測も流れている。法改正によって任意取得から取得義務に変えてしまえば、憲法上の問題は解消されるか。否である。法律を改正して、個人番号カードの取得を国民に義務づけるとすれば、そのような義務づけは、憲法13条による幸福追求権の保障に含まれるプライバシーの権利の中心的な内容をなす「自己情報コントロール権」を侵害することになるからである。

個人番号は原則として生涯変わることはない個人識別情報であるから、国家が行政手続に際して個人番号で紐づけして国民を管理するにはきわめて便利なツールである。しかし、個人情報が集積されて不正に利用されるようなことがあれば、個人生活に取り返しのつかない被害を生む危険がある。だからこそ、番号法は、個人番号を利用できる事務の範囲を社会保障と税、災害対策分野に限定し、個人番号を含む特定個人情報の提供や収集に厳しい制限を設け、個人番号利用事務等実施者に漏えい、滅失又は毀損の防止等必要な措置を講ずべきことを命じるとともに、個人番号利用事務等に従事していた者が正当な理由なく

その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供したり、職務上知り得た個人番号を盗用したり、漏えいしたりする行為、あるいは、特定個人情報情報が記録された文書や電磁的記録を収集したりする行為に対して重い刑事罰を科している。

ところが、個人番号カードの表面には、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別、有効期限等が表記され、裏面に12桁の個人番号、氏名、生年月日が記載されている。個人番号カードには、ICチップが搭載され、そこに電子証明書としての機能が格納されている。このような造りは、個人番号カードを公的身分証明書として使えるようにするという制度設計の結果であり、裏面の記載も、勤務先や税務署等に個人番号を提供する際に、提示したり写しを取ったりするのに都合がよいようにとの判断の結果である。しかし、これは重大な設計ミスにほかならない。

個人番号カードを身分証明書として持ち歩くことになると、紛失したりする可能性が大きくなるだけでなく、個人番号と個人識別情報が結び付けられて第三者に知られてしまう危険性が大きくなる。11月時点で「マイナ保険証」機能を搭載した人は個人番号カードの交付を受けた者の20%、医療機関や薬局での対応機器の導入率は35.7%にとどまると報じられており、2024年秋に「マイナ保険証」に一本化できる環境も整っていないといわざるを得ない。

(うざき まさひろ)